

佐賀県内における死亡労働災害の概要

令和6年4月9日現在

【令和6年】

番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	製造業	伊万里署	R6.1.15 14時45分頃	男 70歳代	はさまれ、巻き込まれ	その他の金属加工用機械	被災者は、工場内の鋼板を切断する機械のコンベアー操作盤付近の床面にうつ伏せの状態で見えられ、その後死亡が確認された。発見時の状況から、機械の付属部材と当該機械近くの構造物に挟まれたものと推測される。
2	製造業	佐賀署	R6.1.25 13時15分頃	男 40歳代	交通事故（道路）	トラック	国道バイパス道路において、被災者が運転する軽トラックが中央線をはみ出し、対向車線の中型トラックと正面衝突したものの。被災者は帰社途中であり、軽トラックに同乗者はいなかった。
3	建設業	伊万里署	R6.2.12 13時05分頃	男 60歳代	墜落・転落	解体用機械	建物解体工事において、被災者は建屋2階にて解体用つかみ機を運転して、解体材が入ったフレコンバックの吊り輪を掴み、旋回したところ、解体用つかみ機のバランスが崩れ、機体から投げ出され1階に墜落し、落下してきた解体用つかみ機の下敷きとなったもの。

表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【令和5年】

番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	伊万里署	R5.3.9 3時20分頃	男 60歳代	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	道路工事のため片側交通規制を行っていた片側一車線の道路において、道路工事作業が終了したため、被災者はクッションドラム等の交通規制用具等を工事規制車両（トラック）に載せる作業を行っていたところ、被災者の後方から、交通誘導員の誘導を無視して現場内に進入した乗用車に激突された。
2	製造業	伊万里署	R5.3.30 16時00分頃	男 50歳代	はさまれ、巻き込まれ	旋盤	被災者は、立旋盤を使用して、一人で金属部材の加工作業を行っていたが、その後、可動する立旋盤の構造部材と立旋盤と一体となった点検用足場の間に首を挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
3	建設業	唐津署	R5.5.22 10時15分頃	男 70歳代	転倒	整地・運搬・積み込み用機械	山間部道路の災害復旧工事現場において、ドラグショベルを使用してダンプトラックに積まれた土砂が入ったフレコンバックを荷台から降ろす作業中、フレコンバックを吊り上げ、旋回していたところ、ドラグショベルが横転し、道路の路肩から転落した。ドラグショベルを運転していた被災者は、地面とドラグショベルにはさまれ被災した。
4	製造業	佐賀署	R5.6.22 2時00分頃	男 50歳代	有害物等との接触	有害物	塗料を製造する攪拌槽（容量700リットル）内において、被災者は攪拌羽根にひっかかった状態で発見され、その後死亡が確認された。（有機溶剤中毒）
5	建設業	武雄署	R5.8.10 14時15分頃	男 60歳代	はさまれ、巻き込まれ	整地・運搬・積み込み用機械	事業場の工場敷地内において、一人でトラクター・ショベルを運転してダンプトラックへの砂の積み込み作業を行っていた被災者が、ダンプトラックの助手席のドアとトラクター・ショベルの左後方ボンネットとの間に腹部が挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
6	建設業	佐賀署	R5.9.8 10時00分頃	男 50歳代	おぼれ	水	被災者が一人で肩掛式刈払機を使用して、法面勾配34度の農用水路付近の除草作業を行っていたが、その後被災者が見当らなくなったため捜索したところ、水路内でうつぶせの状態で見えられ、その後死亡が確認された。刈払機は被災者の肩に掛けられた状態であった。後日、死因は溺死と判明した。
7	製造業	佐賀署	R5.9.19 13時00分頃	男 60歳代	激突され	フォークリフト	事業場敷地内において、荷受け作業中、被災者は搬入トラックからフォークリフトに積荷を移す作業の補助を行っていたが、その後、受付伝票を事務所まで渡しに行き、歩いて作業場所に戻る途中、方向転換し後退してきたフォークリフトにはねられてひかれた。
8	商業	武雄署	R5.11.22 3時00分頃	男 70歳代	墜落・転落	通路	一人で新聞配達を行っていた被災者が、道路と配達予定先である民家の間の地面で倒れ、死亡している状態で発見されたもの。付近に被災者が使用していた自動車が停車しており、状況から道路の端から墜落したものと推測される。
9	運輸交通業	武雄署	R5.12.18 14時20分頃	男 60歳代	墜落・転落	トラック	配送先事業場敷地内において、4トンダンプトラックの運転手である被災者は当該ダンプトラックの荷台上で作業を行っていたが、被災者が荷台上で後ずさりをした際に、被災者の脚部が当該ダンプトラックのリア側のあおりに接触し、そのまま後ろ向きに約1.1メートル下の地面に墜落した。被災者は保護帽を着用していなかった。